

平成30年4月18日  
スポーツ推進部

## 世田谷区立千歳温水プールの指定管理者の選定について

### (付議の要旨)

平成31年4月からの世田谷区立千歳温水プールの指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

#### 1. 主旨

世田谷区立千歳温水プールの指定期間が平成31年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、平成30年3月23日に開催された指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」)での意見を踏まえ、世田谷区立千歳温水プール条例に基づき、平成31年4月からの指定管理者の候補者を公募により選定する。

#### 2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立千歳温水プール
- (2) 所在地 世田谷区船橋7丁目9番1号
- (3) 現在の指定管理者 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団
- (4) 現在の指定期間 5年間(平成26年4月1日～平成31年3月31日)

#### 3. 指定管理者制度適用の理由、効果

千歳温水プールは、区民のスポーツ振興、健康増進、青少年健全育成及び老人福祉の増進を図ることを目的に設置された。

本施設は、これまでも指定管理者制度を適用し利用料金制のもと、指定管理者の自主的な経営努力が行われてきた。また、様々な提案により、利用者数も増加してきており、民間等による競争原理を働かせ、よりよいサービスを目指すため、引き続き指定管理者制度を適用する。

#### 4. 指定期間

5年間(平成31年4月1日～平成36年3月31日)

#### 5. 指定管理者候補者の選定方法について

世田谷区立千歳温水プール条例第15条第1項の規定及び、選定委員会におけるこれまでの指定管理者の評価結果等を踏まえ、当該施設については公募による選定が適していると判断した。

#### 6. 審査体制

##### (1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、世田谷区立千歳温水プール指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、世田谷区立千歳温水プール指定管理者選定委員会を設置した。

##### (2) 選定委員会の所掌

選定委員会において審査を行うこととし、公募により申請事業者から提出された事業計画等を選定基準に基づき審査し、指定管理者の候補者を選定する。

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等）4名 区民1名 区職員2名とする。（別紙参照）

7. 選定基準

(1) 世田谷区立千歳温水プール条例第15条第3項に定める選定基準に基づき、選定を行う。

スポーツ振興に関する事業等を十分に行う能力及び実績を有していること。

温水プール等の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

温水プール等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

(2) 上記基準に基づき、選定委員会において申請事業者から提出された事業計画書その他規則で定める書類等を審査し、かつ申請事業者のヒアリングにより得られた内容を加味して、総合的な評価を行い指定管理者の候補者を選定する。

8. 今後のスケジュール

平成30年4月23日	オリンピック・パラリンピック・環境対策等特別委員会（臨時）報告（選定方法）
5月～7月	募集・選定期間
8月	政策会議（選定結果）
9月	オリンピック・パラリンピック・環境対策等特別委員会報告（選定結果）
	第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成31年4月 1日	次期指定管理者による管理運営の開始

## 世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会 委員名簿

任 期：平成30年3月23日～平成32年3月22日（2年間）

区分	氏名	役職等
学 識 経 験 者	いりさわ みつる 入澤 充	国土館大学 法学部教授
	かみおか ひろはる 上岡 洋晴	東京農業大学 地域環境科学部教授
	こかい たかき 小海 隆樹	日本女子体育大学 運動科学科教授
	さくらだ じゅんや 櫻田 淳也	東京女子体育大学 体育学部教授
区 民	うねさわ むつこ 采澤 睦子	総合型地域スポーツクラブ「しろやま倶楽部」会長
区	たなか あやこ 田中 文子	生活文化部長
	はなふさ ちさと 花房 千里	教育委員会事務局生涯学習部長